

東日本大震災における 東京弁護士会の取り組み

東京三弁護士会災害対策委員会委員
法律相談センター運営委員会委員長

安藤 建治 (43 期)

平成23年3月11日、東日本大地震が発生し未曾有の大被害が伝えられました。今回の震災では、地震による被害に止まらず、津波による被害や、福島第一原子力発電所の事故による原発被害まで発生しているところに特徴があります。

東京弁護士会は、取り急ぎ、東京三弁護士会災害対策委員会を窓口として、東京三会と日弁連、日本司法支援センターとの共催で「東日本大震災電話相談」を同年3月23日から開始しました。

また、東京都が3月18日前後から、味の素スタジアムと東京武道館を避難所として被災者の受け入れを始めたことから、東京三会から東京都に対し弁護士による避難所法律相談の開始を申し入れ、3月22日から上記両施設での相談を開始しました。

この東京都の避難所は暫定的であり、避難者は、4月中旬以降、他の施設、あるいは公営住宅への移転が予定されているとのことでした。そこで、東京三会では避難所を出た後の避難者をフォローする必要性があると考え、霞が関法律相談センター、立川法律相談センターにおいて避難者に対する無料法律相談を実施する予定にしております。

さらに、今後は直接被災地における避難所などにおいて法律相談を実施すべく、東京三会において、支援依頼のある弁護士会、地域に相談担当弁護士の派遣を予定しています。まずは、4月11日から福島県郡山市において4名体制による法律相談を開始しました。今後は交通手段の回復を待って、更に宮城県、岩手県など被災地での法律相談を開始できればと考えています。